

公益財団法人岡崎幸田勤労者共済会役員及び評議員の

報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人岡崎幸田勤労者共済会（以下「共済会」という。）定款第13条及び第31条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各項に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第23条に規定する理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、共済会の事務所を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第10条に規定する者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬及び賞与をいう。
- (6) 費用とは、役員等の職務の遂行に伴い発生する旅費及び常勤役員の通勤手当をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等の職務執行の対価として報酬等を支給する。

- 2 常勤役員の報酬は月額とし、毎月支給する。
- 3 常勤役員は、賞与を支給する。
- 4 非常勤役員の報酬は日額とし、理事会、評議員会及び監査等の職務に従事及び共済会が必要と認める会議等及び共済会を代表して他の団体が主催する会議等に出席（会議を主催する団体から報酬が支払われる場合は除く。）の都度支給する。
- 5 評議員の報酬は日額とし、評議員会出席の都度支給する。
- 6 第1項及び第4項並びに第5項の規定にかかわらず、非常勤役員及び評議員が岡崎市職員及び額田郡幸田町職員である場合には、報酬を支給しない。

(報酬等の額)

第4条 常勤役員の報酬等の年度総額は、400万円を超えない範囲の額とする。

- 2 非常勤役員及び評議員の報酬は、別表に定める額とする。

(費用)

第5条 役員等が、職務の遂行にあたって負担した旅費については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員の報酬等及び通勤手当の支給方法に関する詳細は、賃金規程に準ずる。

2 役員等の旅費の支給に関する詳細は、旅費規則に準ずる。

(公表)

第7条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によるものとする。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則（平成26年2月21日一部改正）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月20日一部改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月20日一部改正）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月20日一部改正）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別 表

非常勤役員及び評議員の報酬

理 事	理事会等に出席したとき	日額 8,000 円
監 事	監査したとき	日額 20,000 円
	理事会等に出席したとき	日額 8,000 円
評 議 員	評議員会等に出席したとき	日額 8,000 円